



家電リサイクルに係る「指定引取場所」の運用の変更について

平成 21 年 9 月 4 日
(財)家電製品協会
家電リサイクル券センター

現在、家電リサイクルに係る製造業者等は 2 つのグループ^{※1}を形成し、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」といいます。）に対処しておられます（指定法人もそのうちの一つのグループに委託して対処しております。）。その一部として指定引取場所も運用されておりますが、一部の指定引取場所(42 指定引取場所)は両グループ間で共有されておりますが、残余の指定引取場所はグループ別で運用されて参りました。

この度、両グループに参加している各企業及び指定法人から以下の連絡がありましたので、お知らせいたします。

- ① 上記の 42 指定引取場所を含む 379 全ての指定引取場所（指定引取場所の所在地等につきましては当協会のホームページに掲載いたしております。）において、全製造業者等（指定法人を含みます。）に係る特定家庭用機器廃棄物^{※2}を引き取る予定である。
- ② 上記①の運用開始日は平成 21 年 10 月 1 日とする。

※1 両グループの参加企業については当協会のホームページに掲載してありますが、主要な社は以下の通りであります。

A グループ：パナソニック(株)、(株)東芝、ダイキン工業(株)、日本ビクター(株)等

B グループ：三洋電機(株)、シャープ(株)、ソニー(株)、日立アプライアンス(株)、(株)富士通ゼネラル、三菱電機(株)等

※2 エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

報道機関お問い合わせ先

(財)家電製品協会 家電リサイクル券センター 担当 阪口
〒105-8472
東京都港区愛宕 1-1-11 虎ノ門八束ビル 4 階
T E L : 03-3578-1405
F A X : 03-3578-1677